

荒川区公式ホームページバナー広告掲載要綱

平成28年5月20日制定

(28荒総広第72号)

(副 区 長 決 定)

平成30年3月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、荒川区(以下「区」という。)が管理する荒川区公式ホームページ(以下「公式ホームページ」という。)に掲載するバナー広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)リンク インターネットのウェブページ等において、関連付けられた他の文章や画像を参照できるよう、その所在を示した情報または文字列をいう。
- (2)バナー広告 広告掲載の許可を受けた者(以下「広告主」という。)の社名・団体名等を識別可能な文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。
- (3)アドレス インターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものをいう。

(バナー広告の規格等)

第3条 バナー広告を掲載する位置、枠数又は規格は、原則として別表のとおりとする。

(掲載基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する事業者等については、公式ホームページに広告を掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業及び性風俗関連特殊営業等を営むもの
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に定める貸金業を営むもの
- (3) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)に定める葉タバコ及び製造たばこを製造し、又は販売するもの
- (4) 民事再生法(平成1年法律第225号)による再生手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続を受けている事業者
- (5) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)で連鎖販売取引と規定される取

引を行うもの

- (6) 債権取立て、回収、示談引受けを業とするもの。ただし、公的な機関又は弁護士及び認定司法書士が行うものは除く。
- (7) 法令等に基づく必要な許可を受けることなく業を行う事業者
- (8) 投機の商品を取り扱う事業者
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (10) 荒川区暴力団排除条例(平成24年荒川区条例第2号)に規定する暴力団、暴力団関係者及び暴力団関係者が関与する団体又は企業
- (11) 行政機関から指導を受け、改善がなされていない事業者
- (12) その他各種法令に違反している事業者
- (13) 前各号に掲げるもののほか、区長が区公式ホームページに広告を掲載することが不適当と認めるもの

2 リンク先のホームページが次の各号に掲げる内容を含んだものである場合は、公式ホームページに広告を掲載することができない。

- (1) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するおそれがあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に係るもの
- (4) 意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 債権取立て、示談引受け等に関するもの
- (6) 誇大な表現、根拠のない表示又は誤認を招くような表現を含むもの
- (7) 射幸心を著しくあおるもの
- (8) 人材募集広告で、労働基準法(昭和22年法律第49号)を遵守していないもの
- (9) 科学的な根拠のないもの又は迷信に類するもの
- (10) 占い又は運勢判断に関するもの
- (11) あたかも国、地方公共団体その他公共の機関が広告を掲載し、又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (12) 水着姿、裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの
- (13) 暴力又は犯罪を肯定し、又は助長する表現があるもの
- (14) わいせつな表現を含むもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、区長が区公式ホームページに広告を掲載することがふさわしくないと認められる内容のもの

(バナー広告の掲載期間等)

第5条 バナー広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 バナー広告の掲載を開始する日(以下「掲載開始日」という。)は、原則として当該広告掲載日の属する月の1日とする。

3 バナー広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として当該広告掲載日の属する月の最終日とする。

（広告主の募集等）

第6条 広告主の募集は、区とバナー広告掲載に関する契約を締結した者（以下「広告取扱事業者」という。）が行う。

2 広告掲載を希望する者は、広告取扱事業者にバナー広告の掲載を申し込むものとする。

3 広告取扱事業者は、掲載を希望する者の一覧を添えた申込書を、掲載希望月の前月10日までに区に提出し、承諾を求めなければならない。

（掲載の決定）

第7条 区は、広告取扱事業者から前条第3項による承諾を求められた場合は、第4条の掲載基準（以下「基準」という。）に基づき、速やかに審査し、区公式ホームページへの掲載の可否を決定するものとする。

2 区は、提出されたバナー広告掲載申込書の内容が基準に反すると判断した場合は、広告取扱事業者に対して修正を求めることができる。

（掲載の中止）

第8条 第7条第1項の規定にかかわらず、区は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちにバナー広告の掲載を中止することができる。

（1）第4条の基準に反すると判断したとき。

（2）前号のほか、バナー広告の掲載を継続することが適切でないとして判断したとき。

2 区は、前項の規定によりバナー広告の掲載を中止した場合、広告取扱事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項の規定により通知を受けた広告取扱事業者は、当該バナー広告の広告主に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

4 区は、第1項の規定によりバナー広告の掲載を中止した場合、広告取扱事業者が区に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

5 第1項の規定によりバナー広告の掲載を取止めた場合、区は当該バナー広告の広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

（掲載の取下げ）

第9条 広告主は、自己の都合により、バナー広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、バナー広告の掲載を取り下げるときは、書面により広告取扱事業者に申し出なければならない。

3 前項の規定により申し出を受けた広告取扱事業者は、書面により区に報告するものとする。

4 第1項の規定によりバナー広告の掲載が取り下げられた場合、区は広告取扱事業者が区に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

(区公式ホームページの停止)

第10条 区は、1日を超えて区ホームページの運営を停止した場合は、広告取扱事業者が納入すべき契約金を減額するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、天災、事変その他の非常事態の発生により、区が公式ホームページの運営を一時停止した場合は、契約金の減額は行わないものとする。

(バナー広告の変更)

第11条 バナー広告の掲載期間が複数月の広告主は、1か月単位で当該広告の内容を変更することができる。

2 広告主が、前項の規定によりバナー広告を変更しようとする場合は、第6条第2項及び第3項、第7条第1項及び第2項並びに第8条の規定を準用する。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容、その他、バナー広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、バナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、区の指示に従うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、バナー広告の取扱いに関し必要な事項は、区が別に定める。

別表(第3条関係)

位置	枠数	規格
トップページ最下部	10枠	大きさ：縦50ピクセル×横170ピクセル データ形式：GIF、JPEG、PNG(透過GIFを除く) データ容量：8KB以下